

大日本大和柳生会 会則・規則類集

- ・大日本大和柳生会 会則
(平成 23 年 3 月 27 日 制定)
- ・大日本大和柳生会 会費納入規則
(平成 23 年 3 月 27 日 制定)
- ・大日本大和柳生会 稽古衣規定
(平成 23 年 3 月 27 日 制定)
- ・大日本大和柳生会 昇段審査料及び免状交付料
(平成 23 年 3 月 27 日 制定)

制定 平成23年3月27日

大日本大和柳生会 会則

【名称及び所在地】

第1条 本会は、大日本大和柳生会と称し、総本部を奈良県 柳生の庄 芳徳寺、本部を会長宅に置く。

【目的】

第2条 本会は、大和柳生新陰流兵法の正当な普及、保存、継承を目的とする。

【組織】

第3条 本会の運営のため、事務局を置く。

【役員】

第4条 本会には、別表の役員を置く。会長に事故がある場合は、副会長がこれを代行する。

【指導者】

第5条 会長が認めた者のみを指導者と認める。

【支部】

第6条 大阪天王寺・大阪貝塚・埼玉川越にそれぞれ、支部を置く。各支部に管理の為支部長をおく。

【入会資格】

第7条 本会目的に賛同するものは、原則誰でも入会することができる。また、入会希望者は、別に定める「入会申込書」に必要事項を記入し、本会事務局に申し込むものとする。

【会員】

第8条 入会手続きを完了した者は、会員になることができる。

第9条 会員は、いずれの支部においても、各支部ごとに定める日時に指導を受けることができる。

第10条 会員は、会則その他の定めた事項に従わなくてはならない。

【休会】

第11条 会員は、長期休会をする時は、別に定める「休会届」に必要事項を記入し提出すること。

【会員資格のはく奪】

第12条 会長は、会員が当会に不適合であると判断した場合には、理由を告げる義務を負わずに会員資格をはく奪することができる。

【会費の納入】

第 13 条 会員は別に定める会費を会費納入規則に則り、会費を納入する義務を負う。

第 14 条 一旦納入した会費等は、理由の如何を問わず一切これを返還しない。

【服 装】

第 15 条 稽古衣等については、別に定める稽古衣規定による。

【審 査】

第 16 条 昇段審査は、原則年 2 回実施する。審査を受ける者は、別に定める審査料を納付のうえ審査を受けることができるものとする。

【自己責任の規定】

第 17 条 稽古活動中・往復途中等のいかなる事故、傷害、障害及び損害等について当会は一切責任を負わない。

【演武会】

第 18 条 招待演武会等の参加については、原則有段者のみとする。当流派の奉納演武等への参加については、自由に参加できるものとする。

【禁止事項】

第 19 条 会員の他流等への入会については、会長が認めた場合に限り認める。

第 20 条 会員は、当会技術等の他流への口外、披露の一切を禁止する。

第 21 条 当会に関する映像画像の無断複製、貸与、譲渡、放映の一切を禁止する。

【その他】

第 22 条 会の運営のため、別に細則を定める。

第 23 条 その他必要な事項が生じた場合は、会長が決定する。

【会則の発効】

本会則は、平成 23 年 4 月 1 日より発効する。